

社会福祉法人鹿野学園 役員等報酬規程及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿野学園（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等及び委員等の報酬、並びに費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事並びに評議員を併せていう。
- (2) 委員等とは、第三者委員及び評議員選任・解任委員会委員等並びに理事長の委嘱を受けた者をいう。
- (3) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等及び委員等には、職務執行の対価として、次の各号のとおり報酬を支給する。

- (1) 役員等及び委員等には、別表1に定める報酬を支給する。ただし、理事及び監事に支給する報酬の総額は、1会計年度につき、理事に対しては700,000円を超えないものとし、監事に対しては120,000円を越えないものとする。
- (2) 月額により報酬を受ける者を除く役員等及び委員等が、同一日に2回以上の会議等に出席した場合も、1回のみの日額を支給する。
- (3) 月額により報酬を受ける者が、月の途中で就任又は退任する場合は、日割り計算をしないで1ヶ月分を支給する。

(費用の支給)

第4条 役員等及び委員等が法人の職務執行にあたって発生した費用は、別表2に定める基準に基づき支給する。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員給与規程の適用を受ける者が役員等及び委員等を兼ねる場合は、報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等及び委員等に対する報酬等の支給日は、次の各号によるものとする。

- (1) 日額により支給する報酬は、会議等に出席した日に支給する。
- (2) 月額により報酬を受ける者は、毎月末に支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金を控除して支給する。

(費用の支給方法)

第7条 役員等及び委員等がその職務の執行にあたって発生した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。ただし、前払いを要する費用については、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年 6月20日 (評議員会議決日) から施行する。

平成30年 3月28日 一部改正 (評議員会議決日)

平成30年 4月 1日から施行する。

令和 1年12月11日 (評議員会議決日) から施行する。

令和 2年11月19日 (評議員会議決日) から施行する。

別表1 (役員等及び委員等の報酬支給)

(1) 理事長

事 項	月 額
理事長の月額報酬	30,000円

(2) 役員等 (理 事)

事 項	日 額
理事会・評議員会・監事監査等への出席	6,000円
研修会への参加及び他施設視察業務等 その他理事長が委嘱した業務	5,000円

(3) 役員等 (監 事)

事 項	日 額
監事監査・理事会・評議員会への出席	6,000円
研修会への参加及び他施設視察業務等 その他理事長が委嘱した業務	5,000円

(4) 役員等 (評議員)

事 項	日 額
評議員会への出席	6,000円
研修会への参加及び他施設視察業務等 その他理事長が委嘱した業務	5,000円

(5) 委員等 (評議員・選任解任委員 第三者委員 理事長の委嘱を受けた者)

事 項	日 額
評議員選任・解任委員会等、各委員会等への出席	6,000円
研修会への参加及び他施設視察業務等 その他理事長が委嘱した業務	5,000円

別表2 (役員等及び委員等の費用支給)

事 項	費用弁償額
会議等への出席 (公共交通機関利用)	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃 実費額 (往復を支給)
会議等への出席 (自家用車利用)	自宅から会議等開催場所への往復距離に応じ支給する 10円/kmとする。但し、2キロ未満は0円とする
理事長が委嘱した業務のため 出張した場合	鹿野学園役員旅費規程に基づき支給する